

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

平成31年1月1日国住指3209号による別表1の抜粋

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価		
		I	II	III
(2)	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

※ 指針とは「平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）」を示す。

平成31年1月1日国住指3209号による別表2の抜粋

耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価		
			I	II	III
(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（1990年版）		$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
					$1.25 < C_T \cdot S_D$
(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（2001年版）		$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（1997年版）	鉄骨が充腹材の場合	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（2009年版）	鉄骨が充腹材の場合	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」		$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GIs < 1.0$
					$1.0 \leq GIs$
(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合する物であることを確認する方法		—	—	確認できる

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

- I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。